

塩竈市議会

市民クラブ

平成27年8月20日発行

編集発行

塩竈市梅の宮1-26

会長 鎌田 礼二

市民クラブメンバーを宜しくお願い致します



かまた れいじ
鎌田 礼二

塩竈市議会副議長
総務教育常任委員

梅の宮1-26

TEL365-9626

会長あいさつ

市民クラブを立ち上げ、1年8ヶ月となりました。この間、所属議員が一丸となり活動し数々の成果を上げることが出来ました。これもひとえに市民の皆様方のご支援のたまものと感謝申し上げます。

定例議会での一般質問や総括質疑を行うことは勿論のこと各常任委員会でもそれぞれが持ち味を生かし活動して参りました。その中でも特筆すべきは、「東日本大震災復旧・復興調査特別委員会」を委員長・副委員長・100条調査小委員長を市民クラブが担い、市民クラブが中心になり進めて参りました。この特別委員会に100条調査権をフルに活用し3者を塩釜警察署に告発することが出来ました。今後は、捜査が進み何らかのかたちで結果が出るものと期待しております。

また、市民クラブ設立後、各地域対象に会派単独で議会報告会を開催して参りました。合計27回開催しており、多数の市民の皆様に参加いただきました。この会派での議会報告会で寄せられた市民の皆様のご意見や要望については、一般質問や請願申請等により行政に活かされております。

改選後は、市民の皆様方の信頼に応え「住みよい塩竈」、「活気ある塩竈」「誇れる塩竈」に向け頑張つて行きますので宜しくお願い致します。

一議員として

約1年半ではありますが、市民クラブの会長として主に会派の方向性を示すことと共に所属議員の調整に努めました。その結果として議員それぞれが能力を発揮し活発な会派活動が出来たと思っております。

平成26年6月定例議会で副議長に就任致しました。副議長として必要な仕事は全て問題無くこなしました。まだ、任期の9月10日までは副議長としての仕事も続きますのでしっかりと努めて参りたいと思っております。

来る市議会議員選挙では、市民クラブの現議員と共にこの選挙を勝ち抜き、改選後は仲間を増やし、塩竈市議会をリード出来る会派として市民の皆様夢を届けたいと考えております。



しが かつとし
志賀 勝利

産業建設常任委員
特別委員会委員長

舟入1-5-36

TEL366-7566

ガレキ処理問題への取組み姿勢の違いから、田中議員とは袂を分かち、会派がいしんを解散しました。平成25年6月定例会から、新生クラブに加えて頂きました。

9月の議長選では会派の会長であった、佐藤英治氏を議長に推挙しましたが後

に大きな後悔をすることになりました。

同年12月には新生クラブを5名が脱退、市民クラブとして活動を始め、ガレキ処理問題の真相究明に向け、5名が一丸となつて取り組みました。平成26年7月より会派主催の市政報告会を市内27ヶ所の集会所等で開催し、市政全般の報告、ガレキ処理問題についてもしっかりと報告をまいりました。このような試みは過去の議会ではなかったことであります。また参加者の方からは多くの宿題を頂き、出来る限り行政に伝え、実現にむけて行動してまいりました。市民の皆さんと直接お話をするということは議員としてそれなりの勉強が必要となり、資質の向上におおいに役立つものであり、更に市民のなやみや要望が直接聞くことができる、大切な場であることを実感いたしました。これからもこの報告会を継続してまいります。



し こだ よしあき
志子田吉晃

民生常任委員会
副員長
今宮町10-4
TEL363-1616

平成23年9月の市議会選挙当選後から、平成27年8月現在まで4年間の主

な議会活動について報告します。

お陰さまで健康にめぐまれ、各定例議会、常任委員会、特別委員会、各競技会議会報告会等、参加義務のある議会活動に対し、全て出席することができました。

また塩竈市主催の各種行事や、ボランティア事業に対しても積極的に参加できたと自負しております。

議会活動の主な成果は、国保の12回払い制度導入、市指定ごみ袋の値下げ、市指定災害避難所の増設、老番館南口へスロープを設置、市営駐車場の土日開放等を提案し実行ができました。

議会全体としての成果は、毎年の議会報告会と50回以上に亘る災害復興復旧調査特別委員会の実施で不正疑惑があきらかになり、その後100条委員会を設置して3者を告発したことです。

現在、塩竈市の課題としては、震災の復旧から復興へ、そしてもっと積極的な復興実感から新たななる景気回復と市民生活の向上が求められています。

平成27年度の一般会計当初予算は、平年比2倍以上の460億円が計上されています。この予算に実行性を伴うべく、これからも市政活動を推進してまいります。

「景気回復に全力！」を合言葉に取り組んでいきますので、応援・ご協力をお願いいたします。



きくち すずむ
菊地 進

民生常任委員
市民クラブ幹事長
大日向町7-27
TEL362-4301

27回の市民クラブ議会報告会「どうなる、どうする塩竈」を開催いたし、多くの市民の方にご参加賜り心より感謝申し上げます。

報告会に参加されました市民住民の方よりの貴重なご意見を行政に反映すべく、会派5人一丸となり行政の物申し、よつて市民の皆様のご要望に答えられたものと確信しております。

また時間と多額の予算が必要な問題は請願、一般質問、委員会での質問を通して、市長に対しての強い要望として皆様のご意見を届けております。

①市民住民のご要望のあった震災復興のガレキ処理問題については、調査権が保障された100条委員会の意見調整の場の小委員長を拝命し、各委員の皆様の見解の調整と取りまとめにあたり、議会・委員会の方針性決定のため思う存分働くことができた。8月3日の臨時委員会で委員長報告があり、行政の皆さんの行政運営責任のあり方、委託を受けた業者のあいまいな請求や無責任な事務処理が発表。その結果、議員全員が委員長報告に賛成。

②市民住民の声を大事にして100円

バスの拡充、拡大を行政に請願として進言。

③東部地区町内会住民の強い要望の水害対策のための、中央第2ポンプ場の整備。

④福祉の向上、国民健康保険税の値上げ審議。

⑤津波被害にあわれた被災者に国民健康保険税の減免に積極的に対応。

⑥障害者問題で、親亡き後の福祉施設の整備について提言。

⑦教育環境の整備に関し、不登校児童93人の問題提起とけやき教室、被災した児童生徒のためのチャレンジ教室、S・Wの増員で教育環境の充実、通学路の安全対策、9月6日(日)開催の塩竈市民スポーツフェスティバル。

⑧塩竈市の行財政改革について40億円の財源不足問題での経営の考え方の提言、経常収支比率の改善要望。

⑨命の橋(永年の浦戸住民の希望、夢実現に第一歩)宮戸島々寒風沢間の架橋整備に行政も調査の約束。

⑩人口減少問題、特に浦戸の人口減少と介護問題、高齢社会老々介護の問題等福祉充実の提言。

議員として行政のチェック機能を十分に発揮し、塩竈市の発展、福祉の向上の実現に寄与して行きます。菊地進は初心を忘れず強い意志で住みよい塩竈実現に挑戦いたします。

そして将来の夢は、子供の学力向上、

人口増により活気あふれる商店街、誇りの持てる自然・歴史の再確認でいきいき郷土愛、誰もが誇れる「福祉日本一塩竈」。



いとう えいち
伊藤 栄一
産業建設常任委員
市民クラブ顧問
栄町5-18
Tel.365-7732

東松島市宮戸から塩竈市浦戸寒風沢を結ぶ「命の架け橋」架橋計画実現に向けて、平成27年3月28日発行の会報に続きます。

日本三景の松島(宮城)、天橋立(京都)、厳島(広島)の中でも、松島には特別名勝松島四大観があります。松島湾に浮かぶ260の島々を東西南北から望める「壮観」大高森・宮戸、「麗観」富山・手樽、「幽観」扇谷・松島、「偉観」多聞山・代ヶ崎、「このような素晴らしい景観の中に塩竈市の浦戸4島5部落があります。

昭和25年3月塩竈市と合併時には人口1,769人が住んでおりましたが、平成23年3月の大震災時では人口589人となり、平成27年4月時では403人まで減少しております。

宮戸・寒風沢間架橋「命の架け橋」を実現することにより、塩竈市として大きなメリットがあります。

多くの島民が故郷に思いをはせ帰島することにより、高齢者福祉の充実他、宮戸縄文の里から寒風沢へ離島との交流、寒風沢からの眺望、松島湾の魅力再発見、観光客誘致等々、浦戸のみならず塩竈市全体の活性化につなげるため、早急に「命の架け橋」架橋の実現を推進いたします。

※平成27年4月30日現在

寒風沢114名、野々島74名、石浜45名、桂島150名、朴島20名、島民合計403名

**東日本大震災復旧・復興調査
特別委員会報告**

平成25年6月以降2年以上にわたり、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会(以下「調査特別委員会」という)として調査活動をしてまいりました。その結果、多くの事実関係が判明する一方、更に調査が必要な点が明らかとなった。今月下旬には改選が控えていることから、一つの区切りとして調査特別委員会の報告をします。

100条委員会での証人喚問の経過

2月定例会最終日平成27年3月9日調査特別委員会への100条権付与が全会一致で可決

前日まで反対を唱えていた3会派は議決当日、傍聴者の多さに圧倒されしぶしぶと賛成した。

100条委員会に小委員会を設置し小委員会の開催は火曜日と定め毎週のように小委員会を開催し審議を重ねた。

6回の証人喚問

第1回：平成27年4月15日

・塩竈市産業環境部 環境課技術主任 鈴木孝至氏

第2回：平成27年5月22日

・元塩竈市災害復旧連絡協議会会長 兼 和田電気工事(株) 代表取締役 和田 忠氏

・元塩竈市災害復旧連絡協議会 事務局長 兼 (株)千葉鳶 代表取締役 千葉 勇夫氏

・元塩竈市災害復旧連絡協議会副会長 兼 東華建設(株) 代表取締役 津田 清司氏

・元塩竈市災害復旧連絡協議会 事務局 兼 (株)晃信建設 代表取締役 和田野 晃氏

第3回：平成27年6月15日

・宮本産業(株) 代表取締役会長 宮本 光雄氏

第4回：平成27年6月16日

・前塩竈市産業環境部長 荒川 和浩氏
・塩竈市産業環境部 前環境課長 村上 昭弘氏

・塩竈市議会議員 嶺岸 淳一氏
第5回：平成27年7月1日

・前塩竈市会計管理者 星 清輝氏
第6回：平成27年7月9日

・元塩竈市災害復旧連絡協議会 外部監査人 兼 税理士法人 阿部会 計事務所代表社員 阿部 喜和氏

・元塩竈市災害復旧連絡協議会 外部監査人 兼 税理士法人 阿部会 計事務所 松田 和明氏

証人喚問の際証人は宣誓を義務づけられておりますが、元塩竈市災害復旧連絡協議会役員の和田忠氏・千葉勇夫氏・津田清司氏・和田野晃氏と元塩竈市災害復旧連絡協議会 外部監査人の阿部喜和氏・松田和明氏は宣誓を拒否した。

宣誓の拒否については罰則規定がない。100条委員会が調査権を行使して提出を求めた関係帳票類の提出状況

100条委員会では主に請求書関係、経費の基となる書類等法定帳簿類の提出を要求した。

・市当局、
・元連絡協議会

・協議会役員各社 和田電気工事(株)、東華建設(株)、(株)千葉鳶、(株)晃信建設、(株)鈴木工務店の5社

・浦戸でガレキ処理事業に係わった事業者 東北重機工事(株)、(有)宮本工務店、(有)東松島建設、(株)豊島、塩

釜市災害復旧リサイクル会、塩釜地区資源化事業組合に対して関係書類の提出を求めた。

全社が同様の内容文にて提出期限の延長を求めてきましたが、提出要求書類は法定帳簿の為1週間の猶予を持って期限を定めていることから、小委員会ではこれを拒否、結果東北重機工事のみが期限内に請求明細書を提出、他は金額のみの一括請求書を提出。

2. 調査事項の問題点と委員会の判断 (多数意見、少数意見)

(1)塩竈市災害復旧連絡協議会元役員の不誠実な対応や市当局のさまざまな書類審査と管理について(宣誓拒否、記録簿の未提出、提出期限の延長等)

本件で一番の問題点は信頼関係を基に28億円の事業の元請となった連絡協議会の役員4名が証人喚問で宣誓を拒否したこと。

連絡協議会がどうしても提出しない資料、連絡協議会の出納簿の原本、東華建設㈱、㈱千葉鳶、㈱晃信建設、㈱鈴木工務店、4社の支払い内訳明細書中の使用重機、作業員等の明細が記載されている内訳書については警察の捜査に委ねることにします。

100条委員会の調査では、28億円に上る業務を連絡協議会に元請として業務委託し、単価契約の中で使用重機、作業員、備品等の個々の単価を決め、掛つただけの経費が請求できる仕組みの中で



委託しながら、市当局は連絡協議会が作成した、日報、月報、請求明細等をチェックする手段(下請企業の野帳、業務日誌、作業日報等)を信頼関係の名の下に放棄してしまったことが重大な事件に発展させた原因と考る。

信頼関係が何であるのか。佐藤市長の個人的な信頼関係を公共事業の委託業務に持ち込んだことが最大の過ちであると考える。

改善意見：市当局においては塩竈市災害復旧連絡協議会からの請求内容について、月報等によるだけでなく、下請け事業者からの日報や業務日誌・作業日報等その根拠となる基礎資料に基づき精査すべきものであったと考える。今後は数値の誤り等があるものは、その修正

を行われるとともに、請求額及び支払額等に影響を及ぼす場合には、適切なものとなるよう事務処理を行われたい。

(2)越の浦の一次仮置き場におけるずさんな管理体制について(伝票等の取り扱いがない件)

有価物の集積地となった越の浦一次仮置き場の搬入、計量、受領等の帳票類の発行が搬入開始以来、平成24年7月まで一切なされていなかったことが明らかになった。他市町の対応に比較するとまったくお粗末な管理業務をしていたというのが実態である。

この場所には1,000軒以上から出た高価なアルミ、銅、ステンレス等が集積されていた。その行方について何度も何度も質問があった。当局はその都度混合スクラップとして、ごちゃ混ぜにして管理していたと述べていたが、管理業務の委託を受けた事業者はいかなる現場においても現場写真を撮り、帳票類を発行すべきであるし、それを指導するものが市の責務であり、公共事業の在り方と考えます。

ここでも市当局、受託事業者の両者のずさんな管理体制が明らかにされた。

改善意見：発災当初の混乱した時期を除いて、有価物の管理を徹底するため、その搬入や搬出に係る帳票類を発行すべきであった。今後においては、将来の大災害の発生に備え、帳票類の発行ができる業務体制の構築に努められたい。

(3)有価物の自社処分に係る対応の妥当性について

有価物が集積された越の浦一次仮置き場には6億円の業務委託費を費やしている。管理担当の事業者から不適切処理が指摘されたが搬入を証明する帳票類の発行は全くされていない、更に有価物に関する現場写真が一枚も提出されていないという実態だった。ここでも市当局のずさんな管理体制が明らかになった。

何かという市当局はあの混乱の状態だからと言いつくすが、塩竈市は沿岸部では比較的被害が少なかった地域。被害の大きい県内他市町がしっかりと取り組んでいたのに、なぜ塩竈市だけが混乱を言い訳とするのか疑問を感じる。結果としてトップの指導力のなさが原因ではないかと考る。

改善意見：有価物の自社処分に係る対応の妥当性について

公共事業における有価物処理においては、業者が品名を変更して処理をすることがないように、定められたルールに基づき適正な処分が行われるよう、その指導の徹底に努められたい。

(4)浦戸の寄せ集め解体家屋72軒の処理が未解明な件について

委員会の調査で102軒の中に隠されていた72軒が発覚。結果解体件数は102軒から72軒増の174軒になった。寄せ集められた物件72軒はガレキとして処理された疑いが浮上した。

この72軒は申請書類の不備のため会計課で書類が滞留し、締切期間が迫っていたので、書類の整っている物件に数件を分を寄せ集めたためとしている。委員会の調査では申請書類の不備とする説明は多くの点で整合性が確認できておりません。

72軒の解体物件について現場写真を確認すると、現場の看板は家屋の解体のタイトルは6軒のみで、ガレキ撤去業務のタイトルが51軒、写真の無いものが15軒であった。環境課の担当者鈴木孝至証人は、看板は間違えたものであると証言しています。

我々委員は幾度となく環境課を訪問し、保管されていた解体家屋のファイルを確認しており、中身は訪問する度に変化し、書類は真新しい書類に変わっている。環境課内では公文書の改ざんにあたる行為が行われていたと考えます。

また、家屋をガレキとして処理するか解体として処理するかの区分けは、所有者が立会いを希望したかしないかで決めたと環境課の鈴木孝至証人は証言している。しかしながら、寄せ集められた72件の中には所有者が「立会いを希望しない」家屋が10数軒存在しており、鈴木孝至証人の証言との整合性に疑念が生じる。寄せ集めの理由が「こ」でも成り立たなかった。

市当局が寄せ集めを可と判断した環境省の通達文について、環境省廃棄物対

策課担当者に提示し見解を質問したが、「本通達は寄せ集めを想定した通達ではない。」また「解体家屋の寄せ集めという行為をほかの地区では確認していない」との説明を受けた。塩竈市は何を根拠に寄せ集めという作業をしたのか。ますます疑念は深まるばかりである。

寄せ集められた72軒に関しては全く闇の中である。「寄せ集めを指示決定したのは前村上環境課長である」と環境課担当者鈴木孝至証人は証言し、前村上課長は「皆で決めた」と言ったり、「どうやって決めたか記憶がない」と言ったり、無責任な証言に終始している。

一方で正規に解体した物件の中にも書類が不備なものが多数確認され申請書類が整っていないという理由付けそのものに疑念が生じている。誰かが嘘をついていることは明らかであり、今後の説明が求められます。

改善意見：本件については、関係人から提出された記録や出頭した証人の証言により検証を行ったが、証言の食い違いもあり、寄せ集めが行われた理由を説明するには至らなかった。市当局においては、今後、現場写真の誤りを含め、その原因を調査の上、議会に報告を行われない。

(5)市当局が発行した「業務指示書」に日付が付されていないことについて

次も浦戸の72軒の寄せ集め解体家屋の件に関連したとある。家屋解体の事

務の流れは解体申請書が提出され、次に家屋の現地調査の依頼をする。家屋の解体は現地調査が前提となっているにもかかわらず、浦戸の102軒プラス72軒、合計174軒ある中で家屋調査をしたのは69軒のみであった。

更に72軒に係る解体指示から業務完了までに関する書類・実施数量指示書・積算設計書・精算設計書・業務報告書の提出を市当局に求めたところ、連絡協議会へ返却しているから無いとの回答であった。

実施数量指示書・積算設計書・精算設計書の3点は塩竈市が発行し、手元に控えを保管すべき書類である。委員会は改めて連絡協議会に対して提出を請求した。ところが提出された書類は連絡協議会が作成する解体撤去実績表と市当局が発行する業務指示書であった。この二種類の書類は誰が見ても作り立てで、真新しい紙でしわ一つなく、閉じるためのパンチの穴は発効日が違う書類なのにきつちりとそろっている。更には市当局発行の業務指示書にはほとんどが日付の記入がなく、真新しい塩竈市長印が押印されている。このことについては多くの委員が認めている。

ここで一つ不思議なことがある。この真新しい業務指示書は連絡協議会が提出してきており、連絡協議会がこの書類を新しく作成したとするなら、この書類に誰が市長印を押印したのか。市長印は

総務部で保管することになっている公印。業務指示書という公文書の再発行に連絡協議会が関わり、市長印の押印には総務部の誰かが関わっている。

さらにこの72軒分の解体の業務指示のほとんどに日付が記入されていない。

改善意見：市当局が発行した「業務指示書」に日付が付されていないことについて

塩竈市が発行した72軒分の業務指示書のほとんどに日付が記されていない状況であった。

市の発行する公文書がこのようならずさんな管理体制のもとに発行されているという事実は、市当局に重大な責任があり、管理体制の再構築を望むと共に、しっかりと調査の上、担当者の責任を明確にすべきと考え。今後は、そのようなことが起こらないよう、適正な業務の執行に努められたい。

またこの業務指示書が再発行されたものである場合、正当な再発行の手続きを経なければ、この行為は公文書偽造にあたるものである。市長自身があまり知らないというのであれば、しっかりと調査の上、提出された72軒の業務指示書に違法性が認められる場合には、関係者を市長名にて告発すべきと考えらる。

(6)市当局の事務手続き上の決裁に係る責任の所在について

100条委員会の証人喚問の際、当時

の産業環境部長の荒川氏は書類の決裁印に関して次のように証言している。

「震災後の業務が混乱する中で全ての書類に目を通すことが出来ず、通常自身が決裁印として使用していた他に2個ほど用意しており、代理者が押印をしていたこともあった」と。役所というのは課長、部長、副市長、市長と役職ごとに決裁金額が定められており、それぞれの責任の範囲で決裁印を押印することになっているが、今回のように寄せ集められた72軒分については担当部長の知らないところで代理者が決裁印を押印していたように推測される。

改善意見：未曾有の大災害等においては、通常業務に復旧業務が加わり著しく多忙となることは理解できるが、公務の執行は、いかなる場合においても、責任者が決裁規定に基づき決裁することが基本と考える。日頃、市民に対して市役所は提出書類の様式、日付、印鑑に厳しい所であるにもかかわらず、役所内の管理機能が働いていないことは大きな問題であり、市当局の管理責任が問われるべきである。今後の調査において、責任の所在を明確にし、その検証のもと責任ある執務体制の確保が図られるよう努められたい。

(7)適切な人員配置を行わない市当局の対応について

震災後混乱が予測される復旧作業を抱えている時期に、4月1日付だけで変更

を行う予定であったからと、あえて組織の変更をしたことに、いくつかの疑問点がある。

①震災後のガレキ処理業務の主体をどうして技術者のいない環境課にしたのか。

②もともと市民生活部傘下にあった環境課をなぜ産業部傘下にしたのか。

③どうして技術職の職員がいる建設部の傘下にしなかったのか。

④事務系部長しかいない産業環境部にガレキ処理業務に関して正しい知識と判断力があつたのか。

⑤大変な状況の中での人事異動があつたが、市当局は何を目的に組織変更、人事異動をしたのか。

環境課で人手が足りないことを知りながら十分な対応がなされていなかったことが前産業環境部長荒川氏の証言により明らかになった。

市当局の対応に今更ながらに疑問を感じる一方で、市当局の対応のまづさが混乱を招いた原因と考える。

改善意見：大震災からの復旧・復興には膨大な業務の遂行が求められ、過大な負担により病気等で職場を離れる者が出てくることから、職員の配置並びに補充について十分検討が行われるとともに、今後、大災害時に適切な業務遂行ができるよう、災害時の人員体制の確保について検討されたい。

(8)塩竈市災害復旧連絡協議会報告会での報告内容と提出された出納簿の不整合について

平成25年6月25日に開催された連絡協議会の報告会での決算報告に記載された内容と、100条委員会に提出された出納簿を精査した結果、連絡協議会の支払い金額と出納簿に記載されている金額数ヶ所に差異が確認された。本来は参加事業者に対する決算報告書であり、公共事業の委託契約先であり非営利団体である元請としての連絡協議会の報告書に虚偽の記載があるということと、ゆゆしき問題である。

また、1%の事務手数料徴収は本土の危険家屋解体だけとしていたが浦戸地区の業務でも1%の事務手数料徴収が明らかになった。なぜ隠す必要があつたのか疑義の生じるところである。会計上は預り金勘定。出納簿上では数百万円が預かり金のまま連絡協議会に残されたまま。本来であれば平成25年6月25日の報告会の中で会員に報告しなければならぬ案件であり、事実を知りながら報告会で公表していないという事実を考えたとき、構成事業者に対してあまりにも不誠実である。

又公共事業の元請としての団体の外部監査人として、その在り方が問われてしかるべきと考える。

平成27年7月9日に証人喚問した外部監査人阿部会計事務所代表社員及

び社員は宣誓を拒否したが証言には応じた。同証人からは依頼者の秘密を守る守秘義務があるとの発言もあつたが、公共事業の元請であり、非営利団体である連絡協議会の決算内容に守秘義務は存在しないはずである。

改善意見：連絡協議会の報告会における決算報告と同協議会が各社に支払った金額を記載した出納簿の金額に差異が認められることから、市当局においては、元連絡協議会の執行部、監査役並びに外部監査人に対し確認を行い、必要に応じ、適正な措置を講じられるとともに、その結果について議会に報告を行われたい。

また、過誤の内容について不正あるいは不適切な取り扱い等がある場合には、法的な対応についても検討されたい。

(9)72軒の寄せ集め解体家屋の支払い事務の滞りについて

寄せ集めの解体の原因の一つであつた会計課の支払い業務の滞りに関して、前会計管理者の星氏を証人喚問したところ、新たな事実が判明した。

星証人の証言によれば、「家屋解体等を含む一連の復旧事業の会計処理の中で支払いが滞つたという認識はない。また前環境課長の村上証人、環境課担当鈴木孝至証人が証言していた、申請書類の不備による会計課での滞留についても会計課では書類の不足が何であるか認識していない」と証言した。

平成27年7月9日に証人喚問した外部監査人阿部会計事務所代表社員及

その後、平成27年7月16日に会計課に支払い関係の書類を提出する前段で、書類のチェック業務をしていた前環境課課長補佐の鈴木修氏の証人喚問を行い、前会計管理者の星証人の証言と同様に「書類の滞留は確認していない」との証言があった。

寄せ集めの原因として、申請書類の不備による会計課での書類の滞留により、締切に間に合わなくなるので寄せ集めをしたとする、前環境課長村上氏、環境課鈴木孝至氏の証言と大きな食い違いが出た。

支払い書類の滞留に関して、どちらの証言が正しいのか、誰が偽証罪に問われるのか当委員会としての判断が迫られているところであるが、再度の証人喚問をする時間的な余裕がないことから改選後の議会に託したいと考える。

改善意見：72軒の寄せ集め家屋の支払いが大幅に遅延した理由について関係する証人の証言に食い違いがあることから、市当局において遅延理由を調査の上、議会に報告を行われたい。

(10)支払い等における過誤や適正処理に対する、外部監査導入について

連絡協議会提出した資料の内容と、平成25年6月25日の報告会の内容に多くの違いが判明した。また、連絡協議会の市に対する請求内容にも疑問点多数判明した。例えば5億5千万円程の仕事をした東華建設は、浦戸地区のガレキ

処理では、自社作成の請求書、請求明細書等を一切作成していない。更に自社の請求内容が分かるデータも一切保存していないと発言している。

浦戸のガレキ収集運搬では東華建設・東北重機工事両社は7月下旬に島に渡つたにも関わらず、7月1日から作業を開始した請求内容になっている。明らか

に過剰請求、連絡協議会の不正請求は作業開始の7月から行われていたと考えることができる。

更に、7月の作業開始時期を市当局が知らなかったとは考えにくく、知っていながら容認していた、ここに日報等をチェックするという体制を放棄した真実が隠されているのではないかと、作業員を使用していない月に請求書を提出していることが判明した。

- ・連絡協議会役員企業5社で総額3億460万円
- ・会員企業は2社総額2470万円
- ・会員以外の企業は3社で総額5,928万円

公文書「資料その8」と平成25年6月25日に開催された連絡協議会の会計報告書の内容に明らかな違いが判明した。

この点に関してだけでも監査人、外部監査の責任は重大である。

平成27年6月29日に調査特別委員会では「連絡協議会を元請事業者と決めたのは誰か」との問いに、佐藤市長は、

「市長の責任で決定した」と答弁した。また別の質問では、「下請企業の野帳、業務日誌、作業日報等をチェックしなくてよいとしたのは誰か」との問いに対しては、「連絡協議会に委託したので連絡協議会の報告書に基づき支払った」と答弁している。

しかしノーチェック体制を誰かが決定したはず。市当局は最初からチェックをする体制を放棄し、その中で28億円を支払っており、佐藤市長の責任は重大である。

ガレキ収集運搬業務は震災直後の7月、8月、9月及び10月の4ヶ月間に作業について疑義が生じている。本来は積込量と運搬量が同じ数量であるべきなのに、10月分だけが積込数量に対し運搬数量が2倍の数量になっている。



この数量差について鈴木孝至証人は、委託業務として入札により総額が決まっているので支払いのために運搬量で調整したと証言している。

この件について環境省担当課・廃棄物対策課に浦戸のガレキ収集運搬委託業務の契約書、見積書を提出し、見解を質したところ、本契約は排出されるガレキの数量が推定数量であることから、出来高払いとなり予定数量に満たない時には余った予算は国に返却すべきものであると判断された。

環境課の間違ひは浦戸の危険家屋解体の精算設計書でもみられ、震災後の2年間の事務処理に対して、小委員会では外部監査に精査を委託すべきとの意見が多くありました。更に今後の課題として監査制度そのものを見直し、外部監査導入をすべきとの意見があった。

多くの間違いに対し市当局は責任の所在を明確にすべき、というのが委員の一致した意見である。

更にこのガレキ収集運搬業務に関しては作業開始時期についても過剰請求の疑いがある。最初から組織的にことが進められていた可能性が考えられる。

市当局は連絡協議会に対して、その数量の根拠を調査し、議会に報告すべきである。

改善意見：国民の大切な税金の支出に当たり、1円たりとも間違えることは許されるはずはない。よって市当局にお

いはガレキ収集運搬、浦戸一次仮置場管理、浦戸危険家屋解体、越の浦一次仮置場管理、新浜公園一次仮置場管理、中倉一次仮置場管理等の業務全般について、外部監査制度に基づく再監査が可能となるよう、条例等の整備を急がりたい。また、今後に関しても従来の監査制度に限界を感じることから、本市の会計処理に関して、外部監査の導入を検討されたい。

(11) 災害時における適正で公平公正な業務執行体制の確立について

未曾有の災害であったことは確かであるが、当市は被災した自治体の中では比較的被害の少ない地域であります。それにもかかわらず今回のような不祥事を引き起こしたことは誠に残念としか言いようがない。ただただトップの指導力、役所内でのコンプライアンス機能が働かなかつたところに問題が潜んでいるものと考ええる。

これまでの調査特別委員会の調査でも、残念ながら市当局の態度は全面的な協力的体制にあつたとは言いがたいものでした。28億円の業務を委託した連絡協議会に対して、もつと強い態度で接していれば事実解明もこれほどに時間を要しないで済んだのではと考える。

また、他市町の対応と比較した時、連絡協議会を元請としたことが業務配分の不平等を生んだ最大の原因であると言える。平成23年9月頃から表面化し

た業務配分の不平等に対して、市当局は真摯に取り組んだとは言えない、むしろ黙殺していた感がある。佐藤市長の責任は重大であると考え。災害時における適正で公平公正な業務執行体制の確立については、トップに立つ者の意識にかかっているのではないか。そして議会としてもこのことを教訓として、チェック機能を十分に発揮できるよう意識改革が求められると考える。

改善意見：適切な業務体制の確立が必要である。

大災害が発生した場合には、長期の復旧・復興業務が必要となることから、今回の教訓を踏まえ、適切な業務執行体制の確立に万全を期されたい。

以上の調査結果を踏まえ、申し上げます。

今回の災害復旧事業は使用重機、作業員、交通船、仮設トイレ等の単価を決めて、業務を行う単価契約であるにもかかわらず、業務を行う単価契約を信頼関係と称しチェックする体制を放棄するような仕組みを構築したところに大きな問題があると考えます。

設立当初の趣旨のとおり、連絡協議会が連絡網の一元化だけの立場で業務を推進すれば、業務配分の不平等も起こらなかつたし、非営利団体である連絡協議会が利ざやを稼ぐといった営利行為をすることもなかつたはず。いくらか混乱した状況といえども、2ヶ月後に

は多くの市内の事業者は業務を再開し粛々と復興に向け活動をしていたはず。何かというと当局は震災後の混乱を理由として説明していますが、当市以上に被害の大きい近隣市町はしっかりと対応で復旧作業に取り組んでおります。

市当局が規約作りを手伝い、連絡協議会に公共事業の受け皿となることを可能とする要件を整えさせ、28億円の業務委託の元請として委託契約をしたこと、そして下請企業の日報提出を不要とした市当局の判断は間違いであり、そのことが今回の事件を生んだ最大の要因であることは自明の理であります。

市当局は連絡協議会に対してパソコンに保存されている支払い内訳明細書を提出させ、市当局としてその調査結果を議会に報告すること、更に不正が確認された場合には即刻塩竈市長名にて連絡協議会の元役員等を告発するべきと考えます。

このガレキ処理に関する調査は調査特別委員会として未だ道半ばであります。

8月30日に新たに選出された議員の方々にこの調査特別委員会で解明できなかった部分については、その解明に取り組んでいただきたい。

そして調査特別委員会で一度資料要求した付議事件「の」重点分野雇用創

出事業」に関する収支関係においても調査特別委員会の要求通りの資料が提出されておりません。この点についても改選議員の方々に改めて調査いただくようお願い申し上げます。以上で「東日本大震災復旧・復興調査特別委員会」の委員長報告を終わらせていただきます。

◇島民給与関係について新事実判明！

連絡協議会が島民を雇い、賃金を払ったとされる島民への賃金に新たな疑念が生じている。

平成25年6月25日に開催された連絡協議会の報告会の報告書では作業に従事した島民に、総額で約8300万円の賃金が支払われたとしているが、連絡協議会から市当局への請求明細書では島民労務費として計上されており、その金額は半分の約4,170万円である。

4000万円以上がどこに消えたのか。

島民が話していた雨の日、風の日は休んだ。一次仮置場の拠点となった桂島、野々島、寒風沢3カ所で作業した島民の話では、各島で作業に従事したのは10人前後で2班に分かれ一日おきに作業をしたとのことである。

日曜日を除き毎日島民の方が作業に従事したとしている連絡協議会から出された業務日報の数字の嘘が明らかとなった。今後の警察の捜査に委ねたいと考える。